

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	倉吉市 後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鳥取県倉吉市長

公表日

令和7年9月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び鳥取県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。 ・被保険者の資格に関する申請受付及び管理に係る事務 ・後期高齢者医療給付の支給に関する申請及び受付に係る事務 ・保険料の賦課及び徴収に関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム、鳥取県後期高齢者医療広域連合標準システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番85 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条(照会)主務省令第2条の表117、160の項(提供)実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 総務部 総務課 電話 0858-22-8112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町二丁目253番地1 倉吉市役所 第2庁舎 倉吉市 健康福祉部 保険年金課 電話 0858-22-8124
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行っている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書類棚等に保管することを徹底している。これらのことから、リスク対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・番号連携システム情報照会を行うことができる職員が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。 ・特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・使用するUSB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。これらのことから、リスク対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	福祉保健部 医療保険課	福祉保健部 保険年金課	事後	
平成28年10月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	医療保険課長 橋本 徳香	保険年金課長	事後	
平成28年10月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉保健部 医療保険課	福祉保健部 保険年金課	事後	
令和1年6月26日	I-5-①	福祉保健部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	
令和1年6月26日	I-8	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 福祉保健部 保険年金課 電話 0858-22-8124	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 健康福祉部 保険年金課 電話 0858-22-8124	事後	
令和1年6月26日	II-1、II-2	平成27年7月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV	記載なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和3年3月19日	I-8	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 健康福祉部 保険年金課 電話 0858-22-8124	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町二丁目253番地1 倉吉市役所 第2庁舎 倉吉市 健康福祉部 保険年金課 電話 0858-22-8124	事後	
令和4年3月3日	I-1-③	後期高齢者医療システム、鳥取県後期高齢者医療広域連合標準システム	後期高齢者医療システム、鳥取県後期高齢者医療広域連合標準システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー	事前	
令和4年3月3日	I-4-①	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月3日	I-4-②	記載なし	新規追加	事前	
令和4年3月3日	IV-6	記載なし	新規追加	事前	
令和5年3月1日	I-3-②	番号法第19条第8号 別表第二 項番82 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第43条の2の2	番号法第19条第8号 別表第二 項番82、121 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第43条の2の2、第59条の4	事前	
令和5年3月1日	IV-8	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和6年9月2日	I-1-②	高齢者の医療の確保に関する法律及び鳥取県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。 ・被保険者の資格に関する申請及び受付に係る事務 ・被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付、返還等に関する事務 ・後期高齢者医療給付の支給に関する申請及び受付に係る事務 ・保険料の賦課及び徴収に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律及び鳥取県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。 ・被保険者の資格に関する申請受付及び管理に係る事務 ・後期高齢者医療給付の支給に関する申請及び受付に係る事務 ・保険料の賦課及び徴収に関する事務	事後	
令和6年9月2日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項 ・別表第一 項番59 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項 ・別表 項番85 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第46条	事後	番号法の改正に伴う修正
令和6年9月2日	I-4-②	番号法第19条第8号 別表第二 項番82、121 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第43条の2の2、第59条の4	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条（照会）主務省令第2条の表117、160の項（提供）実施しない	事後	番号法の改正に伴う修正
令和6年9月2日	II-1、II-2	平成31年3月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	
令和7年9月24日	IV-8	—	十分である ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行っている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書類棚等に保管することを徹底している。 これらのことから、リスク対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月24日	IV-11	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う修正
令和7年9月24日	IV-11	—	・番号連携システム情報照会を行うことができる職員が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。 ・特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・使用するUSB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 これらのことから、リスク対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う修正